

第5章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項

1. 届出の必要な行為（景観法第16条第1項関係）

(1) 一般区域

建築物

行 為	一 般 区 域
建築物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）	地盤面からの高さ13m以上又は建築面積1000㎡以上
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡以上
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡以上

工作物

行 為	一 般 区 域	
（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む） 工作物の新設又は移転	1.鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ15m以上
	2.煙突（支柱及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ13m以上
	3.装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	
	4.高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	5.ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ13m以上又は築造面積1000㎡以上
	6.アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	
	7.自動車車庫の用途に供するもの	
	8.汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	9.上記1～8に掲げる工作物のうち建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m以上かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m以上（上記1に掲げるものにあつては15m以上）
	10.自動販売機	（届出不要）
工作物の増築又は改築	上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡以上	
工作物の外観の変更	上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡以上	

開発行為

行 為	一 般 区 域
開発行為	行為地の面積3000㎡以上又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10m以上

その他

1) 土地の形質の変更

行 為	一 般 区 域
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積3000㎡以上又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10m以上

2) 物件の堆積

行 為	一 般 区 域
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積3000㎡以上又は物件の堆積の高さが3m以上

適用除外とする行為

上記の届出が必要な行為であっても、景観法第16条第7項各号及び桜井市景観条例で定める行為にあっては、届出等を適用除外とします。

(2) 重点景観形成区域

大神神社参道地区、三輪地区、初瀬地区、本町通地区、三輪山眺望保全地区、多武峰眺望保全地区

1) 建築物

行 為	大神神社参道地区、三輪地区、初瀬地区、本町通地区、三輪山眺望保全地区、多武峰眺望保全地区
建築物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）	地盤面からの高さ10m以上又は建築面積100㎡以上
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡以上
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡以上

2) 工作物

行 為	大神神社参道地区、三輪地区、初瀬地区、本町通地区、三輪山眺望保全地区、多武峰眺望保全地区	
（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む） 工作物の新設又は移転	1.鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ10m以上
	2.煙突（支柱及び支線があるものを含む。）その他これに類するもの	高さ10m以上
	3.装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	
	4.高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	5.ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	
	6.アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ10m以上又は築造面積500㎡以上
	7.自動車車庫の用途に供するもの	
	8.汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	9.上記1～8に掲げる工作物のうち建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m以上かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m以上
	10.自動販売機	高さ1.5m以上
工作物の増築又は改築	上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡以上	
工作物の外観の変更	上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡以上	

3) 開発行為

行 為	大神神社参道地区、三輪地区、初瀬地区、本町通地区、三輪山眺望保全地区、多武峰眺望保全地区
開発行為	行為地の面積1000㎡以上又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2m以上かつ長さ10m以上

4) その他

ア. 土地の形質の変更

行 為	大神神社参道地区、三輪地区、初瀬地区、本町通地区、三輪山眺望保全地区、多武峰眺望保全地区
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積1000㎡以上又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2m以上かつ長さ10m以上

イ. 物件の堆積

行 為	大神神社参道地区、三輪地区、初瀬地区、本町通地区、三輪山眺望保全地区、多武峰眺望保全地区
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積1000㎡以上又は物件の堆積の高さが2m以上

5) 適用除外とする行為

上記の届出が必要な行為であっても、景観法第16条第7項各号及び桜井市景観条例で定める行為にあっては、届出等を適用除外とします。

広域幹線道路沿道景観地区

1) 建築物

行 為	中和幹線道路沿道地区	広域幹線道路沿道地区
建築物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）	地盤面からの高さ10m以上 又は建築面積500㎡以上	地盤面からの高さ10m以上 又は建築面積100㎡以上 （戸建専用住宅を除く。）
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡以上	
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡以上	

2) 工作物

行 為	中和幹線道路沿道地区	広域幹線道路沿道地区	
（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む） 工作物の新設又は移転	1.鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ15m以上	高さ10m以上
	2.煙突（支柱及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ10m以上	高さ10m以上
	3.装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）		
	4.高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの		
	5.ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設		
	6.アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ10m以上又は築造面積500㎡以上	高さ10m以上又は築造面積500㎡以上
	7.自動車車庫の用途に供するもの		
	8.汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの		
	9.上記1～8に掲げる工作物のうち建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m以上かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m以上（上記1に掲げるものにあつては15m以上）	
	10.自動販売機	高さ1.5m以上	
工作物の増築又は改築	上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡以上		
工作物の外観の変更	上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡以上		

3) 開発行為

行 為	中和幹線道路沿道地区	広域幹線道路沿道地区
開発行為	行為地の面積1000㎡以上又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2m以上かつ長さ10m以上	

4) その他

ア．土地の形質の変更

行 為	中和幹線道路沿道地区	広域幹線道路沿道地区
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積1000㎡以上又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2m以上かつ長さ10m以上	

イ．物件の堆積

行 為	中和幹線道路沿道地区	広域幹線道路沿道地区
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積1000㎡以上又は物件の堆積の高さが2m以上	

ウ．駐車場の設置

行 為	中和幹線道路沿道地区	広域幹線道路沿道地区
駐車場法に基づく駐車場 1の設置	駐車用の用に供する部分の面積が500㎡以上	

1_道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの、かつ、その利用について料金を徴収するもの（ただし、立体駐車場は建築物として扱う）

5) 適用除外とする行為

上記の届出が必要な行為であっても、景観法第16条第7項各号及び桜井市景観条例で定める行為にあっては、届出等を適用除外とします。

桜井駅周辺地区

1) 建築物

行 為	桜井駅周辺地区
建築物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）	地盤面からの高さ13m以上又は建築面積1000㎡以上
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡以上
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡以上

2) 工作物

行 為	桜井駅周辺地区	
（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む） 工作物の新設又は移転	1.鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ15m以上
	2.煙突（支枠及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ13m以上
	3.装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	
	4.高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	5.ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ13m以上又は築造面積1000㎡以上
	6.アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	
	7.自動車車庫の用途に供するもの	
	8.汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	9.上記1～8に掲げる工作物のうち建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m以上かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m以上（上記1に掲げるものにあつては15m）
	10.自動販売機	高さ1.5m以上
工作物の増築又は改築	上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡以上	
工作物の外観の変更	上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡以上	

3) 開発行為（景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為）

行 為	桜井駅周辺地区
開発行為	行為地の面積1000㎡以上又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2m以上かつ長さ10m以上

4) その他

ア．土地の形質の変更

行 為	桜井駅周辺地区
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積1000㎡以上又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2m以上かつ長さ10m以上

イ．物件の堆積

行 為	桜井駅周辺地区
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積1000㎡以上又は物件の堆積の高さが2m以上

5) 適用除外とする行為

上記の届出が必要な行為であっても、景観法第16条第7項各号及び桜井市景観条例で定める行為にあっては、届出等を適用除外とします。

2. 景観形成の基準（景観法第8条第2項第2号関係）

（1）一般区域

行為	事項	基 準
建築物の新築又は移転等	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 1からの眺望に配慮すること。 ・ 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 ・ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
	配置、高さ、規模及び	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 ・ 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 ・ 歴史的なまちなみ等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。 ・ 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 ・ 歴史的まちなみが残る地域やその周辺地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とすること。 ・ 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 ・ 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ・ 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。 ・ 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 ・ 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。 ・ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 ・ 歴史的まちなみが残る地域やその周辺地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材（木、土、漆喰、和瓦等）の活用に配慮すること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、良好な周辺の景観との調和を図ること。 ・ 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。 	

1_主要な視点場とは大美和の杜展望台、桧原神社、荒神の里・笠そば周辺、山田廃寺、県道多武峯見瀬線・聖林寺周辺、談山神社周辺、JR桜井線（まほろば線）、国道169号をいう。

2_建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

3_緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

行為	事項	基 準
工 作 物 の 新 築 又 は 移 転 等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 ・ 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 ・ 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 ・ 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 ・ 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。 ・ 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 ・ 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。 ・ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。
開 発 行 為	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 ・ ともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。
土 地 の 形 質 の 変 更	方法	<p>土石の採取、鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 <p>土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 ・ 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 ・ ともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。
物 件 の 堆 積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共空間から見にくい位置及び規模とするよう配慮すること。 ・ 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 ・ 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 ・ ともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。

(2) 重点景観形成区域(大神神社参道地区、三輪地区、初瀬地区、本町通地区)

行為	事項	基 準
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 1からの眺望に配慮すること。 ・ 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 ・ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、高さ、規模及びび	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 ・ 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 ・ 歴史的なまちなみ等の景観が整っている地域にあつては、壁面線をそろえるなど、まちなみの連続性に配慮した配置とする。 ・ 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的まちなみや軒庇の形態など、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 ・ 原則として勾配屋根とする。 ・ 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。 ・ 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 ・ 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。 ・ 外壁に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 ・ また、特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。 ・ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 ・ 地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰、和瓦等)の活用に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の外壁と道路との間に緑化可能な空地がある場合は、行為地の道路に面する部分のうち、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあつては、樹種の選定に配慮するなど、良好な周辺の景観との調和を図ること。 ・ 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。

1_主要な視点場とは大神神社参道周辺、大美和の杜展望台、桧原神社、三輪地区周辺、長谷寺門前町周辺、興喜天満神社、本町通地区周辺をいう。

2_建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

3_緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

行為	事項	基 準
工 作 物 の 新 築 又 は 移 転 等	模 配 及 置、規 さ び 高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする事。 ・ 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする事。 ・ 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする事。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する事。
	形態 及 び 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的まちなみなど、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする事とともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする事。 ・ 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した形態及び意匠とする事。 ・ 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する事。 ・ その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 ・ また、特に点滅する光源の設置は、原則として、避ける事。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮する事。 ・ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する事。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する事。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 3は行為地面積の3%以上とする事。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する事。
開 発 行 為	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮する事。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する事。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する事。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする事とともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする事。また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮する事。
土 地 の 形 質 の 変 更	方 法	<p>土石の採取、鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 <p>土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮する事。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する事。 ・ 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する事。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする事とともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする事。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮する事。
物 件 の 堆 積	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共空間から見にくい位置及び規模とするよう配慮する事。 ・ 高さを可能な限り抑えらるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する事。 ・ 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全する事。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする事とともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする事。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮する事。

(3) 重点景観形成区域 (三輪山眺望保全地区、多武峰眺望保全地区)

行為	事項	基 準
共通		<ul style="list-style-type: none"> 三輪山、多武峰など景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 1からの眺望に配慮すること。 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。ただし、風致地区等他の規制による高さの基準が定められている場合はそれによること。 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 歴史的なまちなみ等の景観が整っている地域にあつては、壁面線をそろえるなど、まちなみの連続性に配慮した配置とすること。行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
建築物の新築又は移転等	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 原則として勾配屋根とすること。 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した形態及び意匠とすること。 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。また、特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材（木、土、漆喰、和瓦等）の活用に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあつては、樹種の選定に配慮するなど、良好な周辺の景観との調和を図ること。 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。

1_主要な視点場とは大美和の杜展望台、桧原神社周辺、芝運動公園周辺、大鳥居・大神神社参道周辺、その他JR桜井線、国道169号、談山神社南周辺等眺望が確保できる場所をいう。

2_建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

3_緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

行為	事項	基 準
工作物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。 また、特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積は行為地面積の3%以上とする。緑化にあつては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。
開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあつては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 また、その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。
土地の形質の変更	方法	<p>土石の採取、鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあつては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 <p>土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあつては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあつては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。
物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあつては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。 また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。

(4) 重点景観形成区域(広域幹線道路沿道景観地区)

行為	事項	基 準
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 1からの眺望に配慮すること。 ・ 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 ・ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 ・ 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。 ・ 歴史的なまちなみ等街路景観が整っている地域にあつては、周辺との連続性に配慮した配置とすること。その他の地域にあつては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。 ・ 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 ・ 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とすること。 ・ 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 ・ 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ・ 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。 ・ 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあつては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。また、特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。 ・ 国道169号及び国道169号バイパス沿道は原則として、勾配屋根とすること。その他の地区で歴史的まちなみや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあつては、できる限り勾配屋根とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。 ・ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 ・ 地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰、和瓦等)の活用に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあつては、樹種の選定に配慮するなど、良好な周辺の景観との調和を図ること。 ・ 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。 ・ 駐車場を設置する場合は可能な限り周囲を樹木等により緑化し、周辺環境との調和を図ること。
工作物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 ・ 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とすること。 ・ 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。

1: 主要な視点場とは国道169号、国道169号バイパス、主要地方道桜井明日香吉野線、(都)中和幹線、大美和の杜展望台、松原神社周辺、芝運動公園周辺、大鳥居周辺をいう。

2_建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

3_緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

行為	事項	基 準
工作物の新築又は移転等	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。 ・ 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した形態及び意匠とすること。 ・ 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。また、特に点滅する光源の設置は、原則として、避けること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。 ・ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。
開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。
土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土石の採取、鉱物の掘採にあっては、周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 ・ 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあっては、できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 ・ 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。
物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 ・ 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 ・ 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。
駐車場の設置	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場を設置する場合は可能な限り周囲を樹木等により緑化し、周辺の環境との調和を図ること。

(5) 重点景観形成区域 (桜井駅周辺地区)

行為	事項	基 準
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 1からの眺望に配慮すること。 ・ 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 ・ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
建築物の新築又は移転等	高さ 配置、 模及び 規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 ・ 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とすること。 ・ 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 ・ 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 2は、原則として、露出させないようにすること。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ・ 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮すること。 ・ 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。 ・ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。 ・ 可能な限り、本市の伝統的素材（木材等）の活用に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 3は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあつては、樹種の選定に配慮するなど、良好な周辺の景観との調和を図ること。 ・ 住宅地にあつては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。

- 1_主要な視点場とは桜井駅南北駅前広場、(都)桜井駅栗殿線、(都)桜井駅メスリ塚線をいう。
- 2_建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。
- 3_緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

行為	事項	基 準
工作物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。 ・ 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。 ・ 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。 ・ 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。 ・ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な周辺の景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。
緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 3 は行為地面積の 3 % 以上とすること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。
開発行為	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。
土地の形質の変更	方法	<p>土石の採取、鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 <p>土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 ・ 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮するなど、周辺の景観との調和を図ること。 <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 ・ 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。また、その色彩は、別に定める「色彩基準」に適合するとともに、良好な周辺の景観との調和に配慮すること。

色彩基準【重点景観形成区域（大神神社参道地区、三輪地区、初瀬地区、本町通地区、三輪山眺望保全地区、多武峰眺望保全地区）】

種別	基調色			強調色1			強調色2		
	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考
建築物の外壁・工作物の外観	8.0を超える	—	使用不可	・各立面の面積の1/5（高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10）の面積まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	・各立面の合計面積の1/80の面積まで使用可。ただし、各立面の面積の1/20を超えるものとする。 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	・全明度使用可 ・全彩度使用可	0		
	5.0以上8.0以下	1.0以下	—						
	5.0未満	2.0以下	—						
	8.0を超える	—	使用不可						
	5.0以上8.0以下	2.0以下	—						
	5.0未満	3.0以下	—						
	8.0を超える	—	使用不可						
	5.0以上8.0以下	2.0以下	—						
	5.0未満	4.0以下	—						
	8.0を超える	—	使用不可						
5.0以上8.0以下	3.0以下	—							
5.0未満	4.0以下	—							
8.0を超える	—	使用不可							
5.0以上8.0以下	3.0以下	—							
5.0未満	4.0以下	—							
8.0を超える	—	使用不可							
5.0以上8.0以下	2.0以下	—							
5.0未満	4.0以下	—							
8.0を超える	—	使用不可							
5.0以上8.0以下	1.0以下	—							
5.0未満	2.0以下	—							
8.0を超える	—	使用不可							
5.0以上8.0以下	0	使用可							
5.0未満	0	使用可							
0.0R(10RP)~4.9R	—	—	使用不可	・全明度使用可	8.0以下	・各立面の面積の1/5（高さ31m超又は建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10）の面積まで使用可 ※強調色1と強調色2を合算した面積 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の中低層部で用いるようにする。	・全明度使用可 ・全彩度使用可	0	
5.0R~9.9R	—	—	使用不可						
0.0YR(10R)~4.9YR	7.0以下	1.0以下	—						
5.0YR~9.9YR	7.0以下	2.0以下	—						
0.0Y(10YR)~5.0Y	7.0以下	2.0以下	—						
5.1Y~9.9Y	7.0以下	1.0以下	—						
その他の色相	—	—	使用不可						
無彩色	7.0以下	0	使用可						
0.0R(10RP)~4.9R	—	—	使用不可						
5.0R~9.9R	—	—	使用不可						
0.0YR(10R)~4.9YR	7.0以下	1.0以下	—						
5.0YR~9.9YR	7.0以下	2.0以下	—						
0.0Y(10YR)~5.0Y	7.0以下	2.0以下	—						
5.1Y~9.9Y	7.0以下	1.0以下	—						
その他の色相	—	—	使用不可						
無彩色	7.0以下	0	使用可						
5.0YR~5.0Y	3.0以下	2.0以下	—						
その他の色相	—	—	使用不可						
無彩色	—	—	使用不可						
5.0YR~5.0Y	8.0以下	2.0以下	—						
その他の色相	—	—	使用不可						
無彩色	8.0以下	0	使用可						

(注) 建築物の屋根の色彩には、陸屋根の防水層の色彩を含む。
 (注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の増築にともなう柵・塀の新設等を含む。
 (注) 鉄筋コンクリート造の柱等とは、鉄柱、木柱その他これらに類するものも含む。

色彩基準【適用除外】

- ・ 地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観の形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。
- ・ 木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。
- ・ 他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。